

第 56 回 瀬戸市新型コロナウイルス総合対策本部会議 議事録

開催日 令和 3 年 1 月 1 3 日 (水)

開催方法 書面開催

内 容

(報告事項)

1 瀬戸市新型コロナウイルス総合対策本部について

1 月 7 日(木)に政府が新型インフルエンザ等対策特別措置法 (以下「特措法」という。) 第 3 2 条第 1 項の規定に基づき、1 都 3 県に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発令しました。このため、現在設置している瀬戸市新型コロナウイルス総合対策本部を特措法第 3 4 条の規定による対策本部とする旨を報告した。

2 新型コロナウイルス感染症患者情報について

愛知県発表により、前回本部会議後から昨日まで 4 5 例感染が確認され、現在までに市内で 2 6 8 例発生したことが報告された。

3 営業時間短縮要請の期間延長及び感染防止対策の強化について

愛知県より、飲食店に対する営業時間短縮要請の 2 月 7 日までの延長要請や県民・事業者の皆様へ、夜間の不要不急の外出や 1 都 3 県への移動自粛の要請があった旨を報告した。

4 緊急事態措置の実施区域の追加について

県の要請に伴い、本日愛知県に緊急事態宣言の発出が行われる予定であり、緊急事態措置の実施区域に愛知県が加わる見通しとなった旨を報告した。

本市としては、愛知県からの要請内容に従い対応していくものとする旨を報告した。